

【経済産業委員会】

(1) 審議概観

第151回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出7件（うち本院先議3件）であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願9種類141件のうち、2種類61件を採択した。

〔法律案の審査〕

石油の安定的な供給の確保のための石油備蓄法等の一部を改正する等の法律案は、国際石油市場の発達等の石油の供給をめぐる経済的社会的環境の変化にかんがみ、環境保全との調和を図りつつ、石油の安定供給の確保と効率性の向上を図ることは、我が国にとって今後とも重要な政策課題とされていることから、平成10年6月に石油審議会石油部会基本政策小委員会において、今後の石油政策の基本的な考え方とこれを踏まえた上で、石油業法に基づく需給調整規制の廃止を含めた、精製業をめぐる制度の在り方を検討した報告書が取りまとめられた。また、同報告書を踏まえた上で、石油備蓄を含めた緊急時対応の在り方について、石油審議会石油部会石油備蓄・緊急時対策小委員会報告書が平成11年8月に取りまとめられた。さらに、石油・可燃性天然ガスの自主開発の在り方と既発見油田の資産買収に対する支援策について、平成12年8月に石油審議会開発部会基本政策小委員会中間報告書が取りまとめられている。

本法律案は、それらの報告を踏まえ、石油産業の需給調整規制を撤廃するため、石油業法を廃止するとともに、石油備蓄対策の強化を図るため、石油輸入業の登録制、国家備蓄の放出命令等を整備するほか、既発見油田の資産買収等に必要な出資を行うことを、石油公団の業務に追加する等の措置を講じようとするものである。

なお、本法律案については、衆議院において、本法施行後、石油輸入業の登録制等の見直し時期を、5年から3年に短縮する旨の修正が行われた。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、石油業法廃止の是非、我が国石油備蓄体制の在り方、石油公団の存在意義等について質疑が行われ、日本共産党による反対討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、6項目の附帯決議が付された。

伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案は、伝統的工芸品の売上げの減少と、それに伴って経営難や後継者不足等の問題が深刻化していることから、平成12年11月に伝統的工芸品産業審議会から出された答申「21世紀の伝統的工芸品産業施策のあり方について」に基づいて、製造協同組合以外の者においても振興計画を作成することができる等の作成主体の範囲拡大、需要開拓、新商品開発のための活性化計画制度の創設など、産地の主体的な取組を支援する枠組みを構築しようとするものである。委員会においては、これまでの振興対策の評価、伝統的工芸品流通の在り方、後継者の確保策等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。

計量法の一部を改正する法律案は、最近における環境保全の要請に伴い、従来想定されていなかったダイオキシン類等極微量物質の計量及びその計量証明事業に対するニーズの増大に対応するため、平成12年12月に取りまとめられた計量行政審議会答申「極微量物質

の計量等新たな社会ニーズに対する適正な計量の実施の確保を図るために必要な新たな制度について」に基づき、極微量物質の濃度を表す計量単位として1兆分の1（ppt）、千兆分の1（ppq）等を追加するとともに、高度の技術を必要とする極微量物質の計量証明を行う事業者について、認定制度を導入する等の措置を講じようとするものである。委員会においては、計量証明事業の信頼性の確保、ダイオキシン対策等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、4項目の附帯決議が付された。

電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律案は、近年の経済社会の情報化の進展に伴い、インターネットなどによる電子商取引が増加している一方、これに関するトラブルが増加していることから、平成12年11月の産業構造審議会情報経済部会第2次提言を踏まえ、事業者が消費者の操作ミスを防止するための措置を講じていない場合に、たとえ消費者に重過失があったとしても、操作ミスにより行った意図しない電子消費者契約を無効とし、また、隔地者間の契約の成立時期に関して、承諾の通知が到達した時点とする民法の特例措置を設けようとするものである。

不正競争防止法の一部を改正する法律案は、インターネット上の「住所」であるドメイン名を悪用する行為に対処するため、平成12年8月の産業構造審議会情報経済部会第1次提言を踏まえ、他人の商標等と同一又は類似のドメイン名を不正の目的で取得、保有、使用する行為を損害賠償請求権等の対象とするとともに、国際的な商取引において公正な競争が確保されるよう、贈賄行為の範囲を拡充し、贈賄側の事業者と収賄側の外国公務員等が同一国の場合であっても贈賄行為を処罰の対象とする等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、電子商取引における消費者保護策の充実、e-Japan重点計画の実現に向けての諸課題、ドメイン名をめぐる紛争への対応等について質疑が行われた。

質疑終局後、電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律案に対し、日本共産党より消費者が錯誤無効を主張できる範囲の拡大を内容とする修正案が提出された。

順次採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決された。

基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律案は、民間において行われる基盤技術に関する試験研究を戦略的かつ効率的に促進するため、現行の基盤技術研究促進センターが行っている出資等による支援の体制を改め、同センターを廃止し、新たに通信・放送機構及び新エネルギー・産業技術総合開発機構に基盤技術に関する試験研究の委託業務等を行わせようとするものである。委員会においては、これまでの基盤技術研究支援に対する評価、新たに実施する研究委託成果の効率的活用、基盤センターへの出資に係る産業投資特別会計の在り方等について質疑が行われ、日本共産党による反対討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、5項目の附帯決議が付された。

商工会法の一部を改正する法律案は、近年、商工会に創業や経営革新の支援などの新たな課題への対応が求められている一方、小規模な商工会では新たな要請に十分に対応していくことが困難な場合も出てきていることから、平成13年2月の中小企業政策審議会小規模企業部会とりまとめに基づき、商工会の合併による規模の拡大を通じて、その事業の効

率的かつ効果的な実施を図るため、商工会の合併に関する規定を新たに整備しようとするものである。委員会においては、商工会と商工会議所との連携の在り方、中小企業のIT化支援策、商工会合併に向けた支援、協力体制等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、2項目の附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

3月22日、予算委員会から委嘱を受けた平成13年度公正取引委員会、経済産業省予算の審査を行い、景気問題、不良債権処理と産業再生法、エネルギー政策、小規模企業共済制度の拡充、中小企業の金融対策、セーフガード（緊急輸入制限）の発動等について質疑が行われた。

3月27日、経済産業行政の基本施策及び公正取引委員会の業務について質疑が行われ、IT関連施策に係る政府公報の新聞掲載問題、景気問題、不良債権処理に係る産業活力再生特別措置法適用の在り方、エネルギー自由化の在り方、これまでの創業支援策等の評価、電子商取引の進展に伴う消費者保護政策、下請法の対象範囲の拡大の必要性、電子入札による談合防止策、民活推進に関する国の責任、家電リサイクル法施行に向けた現状と対応、環境技術開発政策の在り方、中小企業に対する特許取得支援策等の問題が取り上げられた。

5月29日、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行い、プルサーマル計画等エネルギー政策に関する件、産業構造改革における諸施策に関する件、繊維セーフガード措置の発動に関する件、中小企業対策に関する件等について質疑が行われ、新潟県刈羽村のプルサーマル計画に対する住民投票結果への評価、原子力の推進における国の関与の在り方、太陽光発電の導入促進策、産業構造改革に向けた政府の対応、雇用の流動化とセーフティネットの整備、研究開発促進策、セーフガードに対する経済産業省の考え方、業者婦人に対する施策の在り方、特別会計見直しの在り方等の問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成13年2月6日（火）（第1回）

- 理事を選任した。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。

○平成13年3月15日（木）（第2回）

- 経済産業行政の基本施策に関する件について平沼経済産業大臣から所信を聴いた。
- 平成12年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について根來公正取引委員会委員長から説明を聴いた。

○平成13年3月22日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成13年度一般会計予算（衆議院送付）
平成13年度特別会計予算（衆議院送付）
平成13年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（総務省所管（公正取引委員会）、経済産業省所管、中小企業金融公庫及び中小企業総合事業団信用保険部門）について平沼経済産業大臣及び根來公正取引委員会委員長から説明を聴いた後、同大臣、松田経済産業副大臣、中山経済産業副大臣、政府参考人及び参考人預金保険機構理事長松田昇君に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成13年3月27日（火）（第4回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 経済産業行政の基本施策に関する件及び公正取引委員会の業務に関する件について平沼経済産業大臣、松田経済産業副大臣、増田厚生労働副大臣、中山経済産業副大臣、根來公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年4月5日（木）（第5回）

- 伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）について平沼経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年4月10日（火）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）について平沼経済産業大臣、松田経済産業副大臣、中山経済産業副大臣、竹本経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第6号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会、自由
反対会派 なし

○平成13年4月12日（木）（第7回）

- 計量法の一部を改正する法律案（閣法第46号）について平沼経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年5月24日（木）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 計量法の一部を改正する法律案（閣法第46号）について平沼経済産業大臣、松田経済産業副大臣、古屋経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第46号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会、自由
反対会派 なし
なお、附帯決議を行った。

○平成13年5月29日（火）（第9回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- プルサーマル計画等エネルギー政策に関する件、産業構造改革における諸施策に関する件、繊維セーフガード措置の発動に関する件、中小企業対策に関する件等について平沼経済産業大臣、松田経済産業副大臣、古屋経済産業副大臣、山名総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律案（閣法第92号）不正競争防止法の一部を改正する法律案（閣法第93号）
以上両案について平沼経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年5月31日（木）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律案（閣法第92号）不正競争防止法の一部を改正する法律案（閣法第93号）
以上両案について平沼経済産業大臣、竹中国務大臣、古屋経済産業副大臣、松田経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。
（閣法第92号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会、自由
反対会派 なし
（閣法第93号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会、自由
反対会派 なし
- 石油の安定的な供給の確保のための石油備蓄法等の一部を改正する等の法律案（閣法第5号）（衆議院送付）について平沼経済産業大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員田中慶秋君から説明を聴いた。

○平成13年6月5日（火）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 石油の安定的な供給の確保のための石油備蓄法等の一部を改正する等の法律案（閣法第5号）（衆議院送付）について平沼経済産業大臣、松田経済産業副大臣、古屋経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年6月7日（木）（第12回）

- 石油の安定的な供給の確保のための石油備蓄法等の一部を改正する等の法律案（閣法

第5号) (衆議院送付) について参考人財団法人日本エネルギー経済研究所常務理事藤目和哉君、東京国際大学国際関係学部教授関岡正弘君及び株式会社野村総合研究所上級コンサルタント石黒正康君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成13年6月12日(火)(第13回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 石油の安定的な供給の確保のための石油備蓄法等の一部を改正する等の法律案(閣法第5号)(衆議院送付)について平沼経済産業大臣、松田経済産業副大臣、古屋経済産業副大臣、大村経済産業大臣政務官、根来公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第5号) 賛成会派 自保、民主、公明、社民、無会、自由
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

- 基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律案(閣法第25号)(衆議院送付)について平沼経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年6月14日(木)(第14回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律案(閣法第25号)(衆議院送付)について平沼経済産業大臣、古屋経済産業副大臣、松田経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第25号) 賛成会派 自保、民主、公明、無会
反対会派 共産
欠席会派 社民、自由

なお、附帯決議を行った。

- 商工会法の一部を改正する法律案(閣法第52号)(衆議院送付)について平沼経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年6月19日(火)(第15回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 商工会法の一部を改正する法律案(閣法第52号)(衆議院送付)について平沼経済産業大臣、松田経済産業副大臣、古屋経済産業副大臣、政府参考人及び参考人預金保険機構理事花野昭男君に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第52号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、自由
反対会派 なし
欠席会派 社民、無会

なお、附帯決議を行った。

○平成13年6月28日(木)(第16回)

- 理事の補欠選任を行った。

- 請願第827号外60件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第16号外79件を審査した。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

石油の安定的な供給の確保のための石油備蓄法等の一部を改正する等の法律案（閣法第5号）

【要旨】

本法律案は、国際石油市場の発達等の石油の供給をめぐる経済的社会的環境の変化にかんがみ、石油の安定的供給を確保するため、緊急時対応のための基盤となる石油備蓄対策の強化を図るとともに（石油備蓄法の一部改正）、石油産業の需給調整規制を撤廃し（石油業法の廃止）、石油公団の業務に石油等の採取をする権利等を譲り受けて採取を行うために必要な資金を供給するための出資業務を追加する（石油公団法の一部改正）等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 石油業法の廃止

石油精製業の許可等の需給調整規制を撤廃し市場原理を一層導入することにより強靱な経営基盤を確立するため、石油業法を廃止する。

2 石油備蓄法の一部改正

(1) 法律の題名を「石油の備蓄の確保等に関する法律」に改める。

(2) 石油精製業者等による石油備蓄義務の履行の確保の強化等を図るため、石油精製業、石油ガス輸入業及び石油販売業を届出制の対象とするとともに、石油輸入業を登録制の対象とする。

(3) 経済産業大臣は、石油の供給が不足する等の事態が生ずる場合において、石油公団に対し国家備蓄に係る石油を譲り渡すことを命ずることができる。

(4) 経済産業大臣は、石油精製業者等が保有すべき基準備蓄量を減少し、又は石油公団に対し国家備蓄の譲渡し命令を行う等の場合に、石油精製業者等に対し、指定石油製品の生産予定量等の報告をさせ、その報告に基づき生産予定量の増加等の措置をとるべきことを勧告し、正当な理由なく勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(5) 経済産業大臣は、我が国への石油供給が不足する事態に際して国民が的確に対応できるよう、石油の生産等の状況に関し、必要な情報を国民に提供するものとする。

3 石油公団法の一部改正

(1) 石油公団の業務に、石油及び本邦周辺海域における可燃性天然ガスの採取をする権利等を譲り受けて採取を行うために必要な資金を供給するための出資を行うことを加える。

(2) 石油公団の業務に、経済産業大臣の命令に基づき石油備蓄の譲渡しを行うことを加える。

4 施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、改正後の石油輸入業の登録制等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる場合を、この法律の規定の施行後5年を経過した場合からこの法律の施行後3年を経過した場合に改める修正が行われた。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 石油輸入業に対する登録制の実施に当たっては、新規の事業参入を不当に制約することがないように最大限の配慮を払うとともに、本法施行の3年後の見直しに際しては、事業者の新規参入の状況や石油備蓄義務の履行状況等を勘案して届出制への移行について積極的に検討し、その検討結果及び理由を明らかにすること。
- 2 石油公団の事業運営に関しては、石油開発事業において巨額の欠損金や棚上利息等を生ずるに至っている事態を真摯に反省し、石油公団開発事業委員会報告書等により指摘された業務改善策を的確に実施するとともに、公団及び関連企業への天下りを厳に抑制するなど、所要の改善措置を講ずること。
- 3 既発見油田の資産買収等を始めとする今後の石油公団の石油・天然ガス開発に対する支援については、事業の効果的・効率的な実施及び透明性を確保する観点から、支援対象案件の採択及び管理に当たり油田の有望性等に関する評価基準を予め明確に定めるとともに、外部専門家を積極的に活用して事前及び事後等において事業評価を行い、その評価結果を可能な限り広く国民に公表すること。
- 4 石油の供給制約が生ずる等の緊急時において国民が的確に対応できるよう、緊急時における国民への情報提供体制を点検・整備するとともに、今後石油需要の増大が見込まれるアジア地域における備蓄体制の整備に協力するなど、エネルギーの安定供給に向けた国際的な連携強化に積極的に取り組むこと。
- 5 中小零細事業者が過半を占める石油小売業の厳しい経営環境にかんがみ、経営基盤強化や経営革新のための支援施策を強力に推進するとともに、転廃業を余儀なくされた場合における必要な金融面等の支援策について特段の配慮を行うこと。
- 6 エネルギーの安定供給の確保及び地球温暖化対策の推進を図るため、天然ガスの開発導入、新エネルギーの普及を積極的に進めるとともに、原子力の開発利用に当たっては、安全性の確保に万全を期すことはもとより、とりわけ、プルトニウムの利用については、国民からの理解と信頼のより一層の確保に努め、プルトニウムの余剰発生により国内外で平和利用に疑念が持たれることのないよう適宜適切に対処すること。

右決議する。

伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第6号）

【要旨】

本法律案は、伝統的工芸品産業の一層の振興を図るため、産地の主体的な取組を支援する枠組みを構築しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 伝統的工芸品の指定に係る申出主体の追加
伝統的工芸品として指定されるよう経済産業大臣に申し出ることができる主体に、工芸品を製造する事業者を構成員とする法人以外の任意団体を追加する。
- 2 伝統的工芸品の指定内容の変更に係る規定の整備
経済産業大臣は、指定された伝統的工芸品について、事情の変更その他特別の事由が

あると認める場合には、産業構造審議会の意見を聴いて、指定の内容を変更することができる。

3 振興計画に係る作成主体の追加

一定の支援措置が講じられる振興計画の作成主体に、伝統的工芸品を製造する事業者を構成員とする法人以外の任意団体を追加する。

4 共同振興計画に係る作成主体の追加

需要開拓、製品の共同販売等のため作成される共同振興計画の製造者側の作成主体に、3の任意団体を追加するとともに、販売者側の作成主体に、商社、百貨店等の伝統的工芸品を販売する個々の事業者を追加する。

5 活性化計画の創設

現行活用計画制度を発展解消し、伝統的工芸品を製造する個々の事業者又はそのグループが、伝統的工芸品産業の活性化に資する需要開拓、新商品開発等の事業に関する活性化計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けることができる。

6 連携活性化計画の創設

現行活用計画制度を発展解消し、伝統的工芸品を製造する事業者又は製造協同組合等が、他の伝統的工芸品を製造する事業者又は製造協同組合等とともに、連携して実施する活性化事業に関する連携活性化計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けることができる。

7 活用計画に係る助成措置の廃止

活用計画に係る産業基盤整備基金の出資、中小企業信用保険法の特例及び税制上の措置の規定を削除する。

基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律案（閣法第25号）

【要旨】

本法律案は、民間において行われる基盤技術に関する試験研究（一定の要件の下における基礎研究）を戦略的かつ効率的に促進するため、現行の基盤技術研究促進センター（以下「センター」という。）が行っている出資等による支援の体制を改め、センターを廃止し、新たに通信・放送機構及び新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「開発機構」という。）に基盤技術に関する業務を行わせようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 民間において行われる基盤技術に関する試験研究に対する支援方法の見直し

(1) 基本方針の策定

総務大臣及び経済産業大臣は、民間において行われる基盤技術に関する試験研究の促進のために、達成目標、重点的技術分野等についての基本方針を定める。

(2) 通信・放送機構へのセンター業務の追加

通信・放送機構に通信・放送基盤技術に関する次の業務を加える。

- ① 試験研究を政府等以外の者に委託して行い、その成果を普及すること。
- ② 海外から研究者を招へいすること。

③ 情報を収集し、整理し、及び提供し、並びに調査すること。

(3) 開発機構へのセンター業務の追加

開発機構に鉱工業基盤技術に関する次の業務を加える。

① 試験研究を政府等以外の者に委託して行い、その成果を普及すること。

② 海外から研究者を招へいすること。

③ 情報を収集し、整理し、及び提供し、並びに調査すること。

(4) 実施計画の作成等

通信・放送機構及び開発機構は、(1)の基本方針に沿って毎年度省令で定めるところにより、業務の実施計画を作成し、主務大臣から認可を受け（計画を変更する場合を含む。）、また、業務に関する経理については、基盤技術研究促進勘定を設けて整理をする。

2 センターの解散等と通信・放送機構及び開発機構による権利義務等の承継

(1) センターの業務整理等

① センターの業務を平成13年3月31日までに締結した出資契約及び貸付契約に係る業務に限定する。

② センターの業務の整理に伴い、副理事長1名、理事2名を削減する。

(2) センターの解散

本法律公布の日から起算して2年以内に政令で定める日にセンターを解散する。

(3) センターから通信・放送機構及び開発機構への承継等

センターの解散に伴い、センターの一切の権利義務は、政令で定めるところにより通信・放送機構及び開発機構が承継し、センターから承継した株式の処分又は債権の回収・管理等の業務を行う。

(4) 通信・放送機構及び開発機構の役員の増員

理事の数をそれぞれ1名ずつ増やす。

3 施行期日

1及び2の(1)については平成13年7月1日から、2の(2)から(4)については本法律公布の日から起算して2年以内に政令で定める日からそれぞれ施行する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1 我が国の基礎研究及び産業技術力の維持強化の必要性が増大していることにかんがみ、今後とも民間の創意を活かした基盤技術研究の一層の促進に努めるとともに、研究開発費の政府負担の増加を図ること。

2 基本方針については、省庁の所管を超えた学際的、融合的な研究開発に配慮し、新たな科学技術基本計画と有機的に連携した整合性のあるものとする。

また、研究開発の成果の実用化を促進する必要性及び近年の加速度的な技術革新に迅速に対応するため、柔軟に見直しを行うこと。

3 新エネルギー・産業技術総合開発機構及び通信・放送機構が行う新たな委託事業の案件の採択、評価の実施等に当たっては、今日までの基盤技術研究促進センターの出融資事業等の採択案件の評価・反省を踏まえた上で、技術・経営等の外部の専門家からなる

機関等に評価を委ね、評価のルールとプロセス、結果を公表すること。

また、新エネルギー・産業技術総合開発機構の組織・業務が、近年逐次拡大してきている実態にかんがみ、同機構の業務を厳正に見直し、その合理化・効率化の徹底に努めること。

- 4 中小・ベンチャー企業が、両機構が行う新たな委託事業を十分に活用できるよう、その運用に万全を期すること。
- 5 現下の厳しい財政事情から、産業投資特別会計に帰属するNTT株式の配当益の有効利用の在り方について不断の見直しを行うことが必要であり、その結果等を踏まえ、両機構の民間基盤技術研究促進事業の財源措置の在り方についても、所要の検討を行うこと。

右決議する。

計量法の一部を改正する法律案（閣法第46号）（先議）

【要旨】

本法律案は、最近における環境の保全の要請に伴い、極微量物質（ダイオキシン類等）に関する適正な計量の実施を確保するため、必要な計量単位を追加するとともに、高度の技術を必要とする極微量物質の計量証明の事業について認定制度を導入する等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 計量単位の追加

極微量物質の濃度を表現するのに適した計量単位として、1兆分の1の濃度（ppt）、千兆分の1の濃度（ppq）等を追加する。

2 特定計量証明事業の認定制度の導入

- (1) 特定計量証明事業とは、極微量物質の計量証明を行うために高度の技術を必要とするものとして政令で定める事業をいう。
- (2) 特定計量証明事業を行おうとする者は、計量証明システム全体の工程管理が適切に行われていることについて、経済産業大臣又は経済産業大臣が指定した者（以下「特定計量証明認定機関」という。）の認定を受けることができる。
- (3) 特定計量証明事業のうち適正な計量の実施を確保することが特に必要なものとして政令で定める事業である場合には、特定計量証明事業の認定を受けていることを都道府県知事への登録の基準として追加する。
- (4) 特定計量証明認定機関の指定等に関し、所要の規定の整備を行う。
- (5) 経済産業大臣が独立行政法人製品評価技術基盤機構に行わせる事務として、特定計量証明事業の認定に関する事務等を追加する。

3 計量証明事業の信頼性向上のための措置

- (1) 計量証明事業者が、その計量証明事業について計量証明を行ったときは、経済産業省令で定める事項を記載し、経済産業省令で定める標章を付した証明書を交付することができる。
- (2) 計量証明事業について不正の行為をした場合を、都道府県知事による計量証明事業者の登録の取消し等の要件として追加する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 極微量物質の計量計測における高度な技術的水準の確保の必要性等にかんがみ、特定計量証明事業の認定等の制度運用に当たっては、その技術進歩への対応に十分配慮するなど、制度の信頼性保持に努めること。
- 2 極微量物質の的確な計量計測に対応するため、計量管理や測定技術に関して、計量士等の研修制度を整備するなど、特定計量証明事業者の技術的能力の維持向上に努めること。
- 3 特定計量証明事業の認定制度に関しては、手数料の低廉化、認定手続の効率化等により特定計量証明事業者の負担の軽減に配慮するとともに、計量証明の依頼者等による制度理解の促進を図ること。
- 4 極微量物質に係る環境測定分析の重要性にかんがみ、国家標準物質の開発・供給、測定方法の国際標準化等に積極的に取り組むこと。
右決議する。

商工会法の一部を改正する法律案（閣法第52号）

【要旨】

本法律案は、商工会の合併による規模の拡大を通じて、その事業の効率的かつ効果的な実施を図るため、商工会の合併に関する規定等を整備しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 商工会の合併に関する規定の整備
新たに、商工会の合併に関し、合併の手続、合併の時期及び効果等について所要の規定の整備を行う。
- 2 同一市町村内商工会の部分合併の許容
同一市町村内に複数の商工会が存在する場合において、現行法上認められていない当該市町村に存在する商工会の一部のみの合併（同一市町村内商工会の部分合併）を特例として認める。
- 3 全国商工会連合会及び都道府県商工会連合会の副会長の定数増員
商工会の広域化・合併の指導・調整等にあたるため、全国商工会連合会及び都道府県商工会連合会の副会長の定数を5人以内から6人以内に改める。
- 4 全国商工会連合会の財務内容の公開
全国商工会連合会は、貸借対照表等を各事務所に備えて置き、一定の期間、一般の閲覧に供しなければならない。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 本改正による合併手続の活用が商工会の事業効率化、広域化に資するものとなるよう、改正の趣旨と内容を地方自治体、商工会等の関係者に対し十分周知するとともに、合併について各商工会が自主的かつ適切な判断を行い得るよう、情報提供等に協力すること。

- 2 改正中小企業基本法等に基づく新しい中小企業政策及びIT革命、グローバル化の進展等を契機に多様化、高度化している中小事業者のニーズに商工会が的確かつ迅速に対応できるよう、今後も必要な環境整備に努めること。
右決議する。

電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律案（閣法第92号）（先議）

【要旨】

本法律案は、近年の経済社会の情報化の進展により普及が著しい電子的な方法を用いる契約について、その特徴を踏まえた取引ルールを整備する必要性から民法の特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 電子消費者契約に関する民法の特例

インターネット等による電子商取引においては、消費者が操作ミスにより意図しない契約の申込みが生じやすいことにかんがみ、電子消費者契約（電子商取引のうち定義された一定の契約）においては、事業者が操作ミスを防止するための措置を講じていない場合には、たとえ消費者に重過失があったとしても、操作ミスにより行った意図しない契約を無効とする（民法第95条ただし書の特例）ことができる。

2 電子承諾通知に関する民法の特例

隔地者間の契約の成立時期に関して、契約を承諾する者が承諾通知を發した時点とする民法（第526条第1項及び第527条）の特例を設け、電子承諾通知（インターネット等の電子的な方法を用いる一定の承諾通知）に限っては、その契約成立時期を承諾の通知が到達した時点とする。

3 施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

不正競争防止法の一部を改正する法律案（閣法第93号）（先議）

【要旨】

本法律案は、インターネットに接続された電子計算機を識別するための符号であるドメイン名を不正に使用する行為を不正競争行為と位置付けるとともに、外国公務員等に対する贈賄行為の処罰の範囲を拡大しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

(1) 不正競争の定義に、不正の利益を得る目的で、又は他人に損害を加える目的で、他人の商標等と同一若しくは類似のドメイン名を使用する権利を取得し、若しくは保有し、又はそのドメイン名を使用する行為を追加する。

(2) この法律において「ドメイン名」とは、インターネットにおいて、個々の電子計算機を識別するために割り当てられる番号、記号又は文字の組合せに対応する文字、番

号、記号その他の符号又はこれらの結合とする。

2 損害の額の推定等

1の(1)の行為によって営業上の利益を侵害された者は、侵害をした者に対し、ドメイン名の使用によって通常受けられる金額を損害額と推定し、賠償請求することができる。

3 外国公務員等に対する不正の利益供与等の禁止

(1) 外国公務員等に対する不正の利益供与等の禁止に関する適用除外規定（贈賄側の事業者と収賄側の外国公務員等の属する国が同一の場合を除外する規定）を削除するとともに、当該国の国内商取引に関する行為を除外するため、「国際的な商取引に関して」との要件を追加する。

(2) 外国公務員等の定義のうちに、現行定められている公的企業の従業員に加え、これに準ずる者として政令で定める者（外国政府が議決について実質的な支配力を有する企業の従業員）を追加する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（7件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※5	石油の安定的な供給の確保のための石油備蓄法等の一部を改正する等の法律案	衆	13. 2. 6	13. 5. 25	13. 6. 12 可決 附帯	13. 6. 13 可決	13. 3. 30 経済産業	13. 4. 11 修正 附帯	13. 4. 12 修正
			○13. 5. 25 参本会議趣旨説明			○13. 3. 30 衆本会議趣旨説明			
※6	伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案	衆	2. 6	4. 4	4. 10 可決	4. 11 可決	3. 7 経済産業	3. 28 可決	3. 29 可決
※25	基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律案	衆	2. 9	6. 12	6. 14 可決 附帯	6. 15 可決	3. 28 経済産業	4. 4 可決 附帯	4. 5 可決
46	計量法の一部を改正する法律案	参	3. 1	4. 11	5. 24 可決 附帯	5. 25 可決	5. 30 経済産業	6. 13 可決 附帯	6. 14 可決
52	商工会法の一部を改正する法律案	衆	3. 2	6. 14	6. 19 可決 附帯	6. 20 可決	5. 18 経済産業	5. 25 可決 附帯	5. 29 可決
92	電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律案	参	3. 27	5. 22	5. 31 可決	6. 1 可決	6. 8 経済産業	6. 20 可決	6. 22 可決
93	不正競争防止法の一部を改正する法律案	参	3. 27	5. 22	5. 31 可決	6. 1 可決	6. 8 経済産業	6. 20 可決	6. 22 可決

(注) 修正 修正議決 附帯 附帯決議